

平成28年度 事業計画

一般社団法人に移行して4年目になる今年度は、公益目的支出計画に基づいて「産業廃棄物の適正処理、再生利用及び資源循環に関する研修会、講習会の開催事業等」を着実に実施します。

また、産業廃棄物処理業界としての信頼性の向上や社会的使命の達成を図るため、優良産廃処理業者認定制度や電子マニフェストの普及に努めるほか、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指し、関係機関との連携・協力の下に各種事業を積極的に展開することにしています。

具体的な事業は次のとおりです。

1 産業廃棄物の相談事業（継続事業1）

(1) 許可申請相談

会員及び県民、事業者からの許可申請相談、事業相談等に対し、指導・助言並びに情報提供を行う。

(2) 処理委託契約、マニフェストに関する相談

会員及び県民、事業者からの委託契約等の相談に対し、指導・助言並びに情報提供を行う。

(3) 廃棄物処理・再生利用等の相談

会員及び県民、事業者からの適正処理、再生利用及び資源循環等に対し、指導・助言並びに情報提供を行う。

2 適正処理の推進に関する事業（継続事業2）

(1) 産業廃棄物適正処理推進講習会等の開催

① 産業廃棄物適正処理推進講習会の開催（富山県、富山市からの受託）

廃棄物の適正処理やリサイクルの推進を図るため、許可業者及び排出事業者等を対象とした講習会を開催する。

② 技術管理者講習会の開催（富山県、富山市からの受託）

産業廃棄物処理施設設置事業所の技術管理者及び一般廃棄物処理施設設置事業所の技術管理者を対象に、一般廃棄物処理施設協議会と連携・協力して処理施設の維持管理等、適正処理に関する講習会を開催する。

③ 許可更新手続き説明会の開催（富山県、富山市からの受託）

更新許可申請業務をスムーズに進めるため、許可期限が到来する収集運搬業者を対象に年3回、処分業者を対象に1回、手続き説明会を開催する。

④ 廃棄食品適正処理推進研修会（仮称）の開催

（公社）全国産業廃棄物連合会と連携して、食品廃棄物について幅広い基礎知識を習得し、適正処理を推進するための研修会を開催する。

⑤ 電子マニフェストの普及・促進

「電子マニフェスト操作体験セミナー」の開催や個別相談会の開催等により、電子マニフェストの普及・促進を図る。

(2) 産業廃棄物処理業許可業者名簿の作成（富山市からの受託）

産業廃棄物の適正処理を推進するため、「産業廃棄物処理業許可業者名簿」を作成する。

(3) 環境フェアへの参加・協力

環境問題への県民の関心の高まりに対応し、環境フェアに出展するほか、参加会員に対し助成を行う。

(4) 環境月間事業への協力

6月の環境月間事業の一環として実施される行政機関ポスター募集事業に協賛し、引き続き（一社）富山県産業廃棄物協会長賞を設ける。

(5) 暴力追放対策会議の開催、富山県暴力団排除組織連絡会議の参加

（一社）富山県構造物解体協会と協力して暴力追放対策会議を開催するほか、暴力団排除組織連絡会、暴力追放富山県民大会等へ参加協力する。

(6) 富山県不法処理防止連絡協議会との連携・協力

行政や富山県不法処理防止連絡協議会と連携して、不法投棄防止等の啓発を行う。

(7) 不法投棄廃棄物の撤去活動や災害廃棄物の処理協力

富山県不法処理防止連絡協議会と連携して、市町村等の要請を受けて不法投棄廃棄物の撤去活動を実施するほか、富山県と締結した災害廃棄物の処理協定に基づき災害発生時の廃棄物処理等の協力をを行う。また、熊本地震に対する支援の協力をを行う。

(8) (公社)全国産業廃棄物連合会等との連携・協力

(公社)全国産業廃棄物連合会と連携・協力し、会長会議をはじめ、事務局責任者会議、職員事業研修会、信越・北陸地域協議会の出席、産業廃棄物と環境を考える全国大会等の参加を行う。

3 マニフェストの普及啓発・頒布及び許可申請にかかる講習会の開催事業（その他事業1）

(1) マニフェストの普及啓発・頒布事業

廃棄物処理法で義務付けられたマニフェストの普及啓発を目的として、(公社)全国産業廃棄物連合会作成のマニフェストの頒布等により、産業廃棄物の適正処理を推進する。

(2) 産業廃棄物の許可申請にかかる講習会の開催事業

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターや(公社)全国産業廃棄物連合会と連携・協力して収集運搬業の新規及び更新の許可講習会、特別管理産業廃棄物管理責任者講習会を開催するほか、会員に対し、許可期限の周知を図る。

4 会員研修及び委員会・専門部会に関する事業（その他事業2）

(1) 各種研修会・講習会の開催

① 環境経営研修会の開催

産業廃棄物処理に関する経営手法の向上のため研修会や講習会を開催する。

② 施設見学会の実施

産業廃棄物の適正処理やリサイクルに関する知識及び処理技術の向上を図るため、先端処理技術を有する企業等の見学会を実施する。

③ 労働安全衛生講習会の開催

労働基準監督署や労働安全衛生コンサルタント等と連携して、労働災害防止研修会を開催する。

④ リスクアセスメント研修会の開催

労働安全衛生法の改正によりリスクアセスメントの導入が努力義務化されたことから中央労働災害防止協会の協力を得てリスクアセスメントの普及を図るため、研修会を開催する。

⑤ セルフケアセミナーの開催

ストレスへの気づきと対処法を身につけ、日常生活での実践につなげるとともに、ストレスチェックの体験や各種リラクゼーション技法の実習など、実践的な研修会を開催する。

(2) 広報・情報提供

① 「産廃協とやま」の発行

産業廃棄物に関する法令、行政の動き、技術動向等の諸情報及び協会事業活動を収録する「産廃協とやま」を年4回発行し、会員及び関係者に配布する。

② ホームページの充実

ホームページのレイアウトを画像、ボタン等により見やすくするほか、必要に応じて行政ニュース等のバックナンバーを掲載する。

③ 関係図書等の配布

廃棄物処理法に関する関係法令集等を頒布するほか、関係図書の斡旋を行う。

(3) 委員会等開催事業

① 委員会の開催

随時開催し、円滑な協会運営及び充実した事業活動の推進に努める。

② 青年部会活動への支援

全国産業廃棄物連合会の青年部協議会との連携の強化を図るとともに、青年部会活動への助成等を行う。

5 組織活動の推進

(1) 総会の開催

毎事業年度終了後3箇月以内に開催するほか、必要に応じて開催し、協会の運営に関する重要な事項の議決をはじめ、表彰規程に基づいて功労者、優良事業所、優良従業員の表彰を行う。

(2) 理事会の開催

随時開催し、円滑な協会運営及び充実した事業活動の推進に努める。

(3) 新規会員の加入促進

当協会未加入産業廃棄物処理業者の加入促進を積極的に図るとともに、処理業者との連携を一層深めるため、排出事業者等の加入についても推進する。

(4) 一般社団法人の移行に伴う対応

一般社団法人の移行に伴い行政庁に提出が義務付けられている公益目的支出計画に基づいた実施報告書等の提出を遅滞なく行う。